

徳島県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。  
令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	医療法人内田会	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社エアーズ	三好市池田町中西ナガウチ二五四三	徳島市佐古六番町六二六	介護老人保健施設八ピネス	三好市池田町中西西原二〇九一	介護予防通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和三年四月一日
			さこ調剤薬局	徳島市佐古六番町六二六		同日